助成金で作成した成果物の取扱いについて

公益財団法人　自然保護助成基金（以下「甲」と称する。）と、 [助成代表者名]（以下「乙」と称する。）は、下記の通り覚書を取り交わします。

１．乙は、甲の助成金により得られた成果（以下「本件成果」と称する）を記載又は記録した冊子、書籍、ＣＤＲその他一切の媒体（以下「本件媒体」と称する）の頒布、譲渡、その他形態を問わず第三者への提供（以下「頒布等」と称する）、又は、本件成果に関する電磁的記録データの送信、配信、その他形態を問わず第三者への提供は、無償にて行うものとし、２項の場合を除くほか有償で行うことはできません。

２．乙は、甲の助成金により作成された本件媒体を全て無償で配布等した後、乙の費用負担で本件媒体を作成し、その作成にかかる原価（乙または乙の構成員の人件費は原価に含みません）を上回らない金額を対価として、本件媒体を第三者へ有償で頒布等をすることができます。ただし、その際、乙は、甲に対し、事前に、頒布等を行おうとする媒体の内容、種類、数量、頒布等の方法、作成にかかる費用の総額および明細、頒布等の対価の金額その他甲が求める事項を報告し、甲の許可を得る必要があります。また、その本件媒体の中に、助成金により得られた成果を利用して作成した旨の記載と財団のロゴマークを表示することとします。

３．乙は、１項及び２項が甲の公益性に基づく約定であることを真摯に確認するものとし、万一、１項及び２項に違反したときは、甲に対し、受領済みの助成金全額を返還することを確約します。

本覚書は、全ての署名者により署名された時点で効力を有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲：公益財団法人　自然保護助成基金

住所： 東京都港区新橋4-24-11

代表者名：大澤　雅彦

乙：

住所：

担当者：